

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第二十六号

昭和三十六年四月十一日(火曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

- 委員長 足立 篤郎君
- 理事伊藤 五郎君 理事嶋田 宗一君
- 理事黒金 泰美君 理事毛利 松平君
- 理事有馬 輝武君 理事平岡忠次郎君
- 理事堀 昌雄君

- 岡田 修一君 金子 一平君
- 川村善八郎君 久保田藤麿君
- 田澤 吉郎君 高田 富興君
- 高見 三郎君 竹下 登君
- 永田 亮一君 藤井 勝志君
- 坊 秀男君 米山 恒治君
- 佐藤觀次郎君 田原 春次君
- 広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

- 出席國務大臣 郵政大臣 小金 義昭君
- 出府政府委員 大蔵政務次官 大久保武雄君
- 大蔵事務官(主計局法規課長) 上林 英男君
- 郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君

- 委員外の出席者 農林技官(林野庁業務部長) 植杉 哲夫君
- 専門員 拔井 光三君

四月五日

委員川村善八郎君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中馬辰猪君辞任につき、その補欠として川村善八郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日 委員川村善八郎君及び藤原豊次郎君辞任につき、その補欠として倉成正君及び北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員倉成正君及び北山愛郎君辞任につき、その補欠として川村善八郎君及び藤原豊次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員川村善八郎君及び安井吉典君辞任につき、その補欠として倉成正君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員和田博雄君辞任につき、その補欠として安井吉典君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日 委員倉成正君辞任につき、その補欠として川村善八郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月十日 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

同日 国税庁の勤務条件改善等に関する請願外一件(有馬輝武君紹介)(第二〇

八〇号) 同外一件(東海林稔君紹介)(第二一三五号)

同外二件(田邊誠君紹介)(第二一三六号) 特別税理士試験制度存続に關する請願外一件(東海林稔君紹介)(第二一三七号)

証券取引法の一部改正反對に關する請願(山手滿男君紹介)(第二一三八号) 物品税法等の一部を改正する法律案中の高級自動車等の範圍及び税率改訂反對に關する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第二一九六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一七号)(參議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)

○足立委員長 これより會議を開きます。公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情である場合を含む。以下同じ)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡當時から引き続き別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある者に限るものとする。

第五十八條第一項中「組合員期間二十年以上の者」の下に「又は組合員期間十年以上二十年未満の組合員」を加え、同条第二項第一号中「組合員」を「組合員期間二十年以上の組合員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にあつては、組合員期間十年以上十一年未満に対し、俸給年額の百分の十に相當する金額とし、組合員期間十年以上十一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一に相當する額を加算した金額

第五十九條第一項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

第六十條第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。 五 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第六十一條に見出しとして「遺族年金の停止」を附し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同順位者から申請があつたとき」を「同順位者があつたとき」に、「次順位者から申請があつたとき」を「同順位者がないとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項として次の一項を加える。

夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第八十三條第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十六條の次に次の一条を加える。(支払事務の委託)

第八十六條の二 組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に關する事務を郵政大臣に委託

する。 第一類第五号 大蔵委員會議録第二十六号 昭和三十六年四月十一日

することができ。

附則第五号第一項第一号イを次のように改め、同号ハ中「軍人恩給」を「普通恩給である軍人恩給」に改める。

イ 削除

附則第六号に次の一項を加える。

6 組合員期間十年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額は、第五十八号第二項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した遺族年金の年額に相当する金額から、当該更新組合員に係る前条第一項各号に掲げる期間につき、第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する金額を減じた金額とする。

附則第九号中「法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる在職年の年数を除く。以下同じ。」を削る。

第十号 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場合において、附則第四号第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六号の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）を受ける権利を有することとなるときは、第五十号第一項本文及び第五十四号第一項又は第五十七号第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支

給し、退職一時金又は療養一時金は支給しない。

附則第十一号第一項中「附則第九号」を「前二条」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改める。

附則第十三号第二項中「二十年未満」を「十年未満」に、「附則第九号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

附則第十四号第四項を次のように改める。

4 前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相当する金額とする。

附則第十九号第一項中「恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六号の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）を「普通恩給」に改める。

附則第二十六号第一項前段中「附則第五号から第十八号まで」を「附則第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号から第十八号まで」に改め、同項後段を次のように改め、同項の表及び同条第二項後段を削る。

この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入した日」と、附則第五号第一項第四号及び第十一号第一項第二号から第五号までの規定中「職員」並びに同項第一号中「職員であつた期間及びその前又は後に引き続く

職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ職員又は国家公務員」と読み替へるものとする。

附則第三十二号第四項を「第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族に関する経過措置)

第二条 改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）の遺族の範囲及び順位に関する規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧法」という。）の規定によりこの法律の施行の時までの間に支給を受けるべき遺族年金は、返還すること

を要せず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者に対して支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給しない。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族である者（新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く。）は、この法律の施行後も、旧法第六十号第一項各号の一に該当するに至るまでは、なお従前の例により、該当遺族年金の支給を受けることができる。

3 前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者（当該遺族年金を受けなければならない者が二人以上あるときは、その全員）が旧法第六十号第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

第三条 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がいないため支給されなかつたものについて、当該更新組合員であつた者の死亡の時に新法の遺族の範囲に関する規定を適用するとし、当該遺族一時金の支給を受けるべき遺族がある場合、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給する。

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金（前項に規定するものを除く。）に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

(更新組合員に関する経過措置)
第四条 新法附則第十号の規定は、この法律の施行前に退職した更新組合員についても、適用する。

2 この法律の施行前に死亡した更新組合員について、その死亡を退職とみなしたならば新法附則第十号の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四号第四項の規定の例によ

るものとする。

3 新法附則第十六号第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六号第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行日の前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

(従前の給付に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例)
第六条 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員（以下「更新組合員等」という。）について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとし、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間に算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五号第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間

二 一時恩給である軍人恩給の基

2 前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給（以下「軍人普通恩給」という。）又はこれに係る扶助料（以下「軍人扶助料」という。）を受ける権利の基礎となつて恩給公務員期間を含まないものとする。

3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受けるとするときは、昭和三十五年七月分以降について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第三項中「退職一時金」とあるのは、「一時金である給付」と、「更新組合員であつた者」とあるのは、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは、「年金である給付」と読み替へるものとする。（重複期間に対する一時金）

第七條 この法律の施行の際現に更新組合員等である者（旧国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定による退職年

金を受ける権利を有する者を除く。）の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員であつた期間（控除期間を除く。以下この条において同じ。）のうち、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者に一時金を支給する。

2 前条第一項又は第三項の規定の適用を受ける更新組合員等であつた者の当該組合員期間に算入される旧国家公務員共済組合法の長期組合員であつた期間のうち、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十条第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつていない期間については、この限りでない。

3 新法附則第十八条第三項から第五項までの規定は、前二項の一時金について準用する。ただし、その金額の算定は、昭和三十五年六月三十日（その日前に退職し又は死亡した更新組合員等であつた者に係る場合は、その退職又は死亡の日）における俸給日額を基礎として行なうものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定により、これらの規定による一時金に相当する給付を受けるべき者及びその遺族については、適用しない。

（軍人普通恩給等の受給権の放棄）

第八條 軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十五年六月三十日において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時にすでに当該軍人普通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは、「昭和三十五年六月三十日まで」と、「退職年金、減額退職年金」「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは、「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは、「一時金である給付」と読み替へるものとする。

4 第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつていた期間については、新法附則第十八条第一項（新法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。（費用の負担等）

第九條 附則第四条及び第六条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

2 附則第三条第一項、第四条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用については、新法の規定による組合の給付とみなす。

（郵政省設置法の一部改正）

第十條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務

第九條第十号を次のように改める。

十 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十一條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は国家公務員共済組合連合会」を、「国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

理由

組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することとし、遺族給付を受けることができる遺族の範囲及び更新組合員等の長期給付に関する規定を整備するとともに、選択により軍人恩給の基礎となつていない期間を組合員期間に算入することとする等組合の長期給付の内容を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（参議院送付案中同院修正に係る条文を掲ぐ。）及び「は修正」

附則第十一条第一項中「附則第九条」を「前二条」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間に改める。」「同項第二号中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和三十一年六月三十日」に改める。

附則

（更新組合員（等）に関する経過措置）

第四条 新法附則第十条。（及び第十一條（この法律による改正に係る部分に限り、当該分を新法附則第二十六条第一項において準用す

る場合を含む。次項において同じの規定は、この法律の施行前に退職した更新組合員（及び転入組合員（以下「更新組合員等」という。）についても、適用する。

2 この法律の施行前に死亡した更新組合員（等）について、その死亡を退職とみなしたならば新法附則第十條（又は第十一條）の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四條第四項の規定の例によるものとする。

3 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合において準用する。この場合において、新法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員（等）であつた者又は更新組合員（等）であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行の前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは、「一時金である給付」と読み替へるものとする。

（組合員期間の計算に関する特例）
第六條 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員（等）及び転入組合員（以下「更新組合員等」という。）について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間の算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五條第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間
二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつてゐる恩給公務員期間
前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給（以下「軍人普通恩給」という。）又はこれに係る扶助料（以下「軍人扶助料」という。）を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間を含まないものとする。

適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間の算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五條第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間
二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつてゐる恩給公務員期間
前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給（以下「軍人普通恩給」という。）又はこれに係る扶助料（以下「軍人扶助料」という。）を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間を含まないものとする。

3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受けける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六條第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と読み替へるものとする。

あるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と読み替へるものとする。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。なお、本案は参議院において修正されており、その修正部分に関する説明も便宜あわせてお願いをすることといたします。郵政大臣小金義照君。

○小金國務大臣 ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

公共企業体職員等共済組合法は、昭和三十一年に旧国家公務員共済組合法及び恩給法から独立して、三公社職員に固有の制度として発足したものであります。その後、昭和三十三年に国家公務員共済組合法が全部改正になり、また恩給法等の一部改正があり、その結果、それと関連する規定の改正を必要とするに至りました。すなわち、長期給付について、国家公務員共済組合法の全部改正及び恩給法の一部改正後のこれらの制度による給付と比較いたしますと、その内容に不均衡を生ずることとなりましたので、これを合理化するため、所要の改正を行なわんとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。
第一は、軍人恩給公務員期間の組合員期間への算入に関する改正であります。恩給法等の一部改正に伴い、昭和三十

十五年七月一日から旧軍人、旧華軍人または旧軍属の七年未満の實在職年が恩給の基礎に職年に算入されることとなり、更新組合員等について当該期間を組合員期間に算入する措置をとることとしております。この措置にあわせまして、軍人一時恩給の基礎となつた恩給公務員期間も組合員期間に算入することとし、また、軍人普通恩給の基礎となつた恩給公務員期間については、受給権者の希望により、当該軍人普通恩給を消滅させて組合員期間に算入することとしております。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならぬ、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給する制度を設けることとしております。

第三点は、遺族の範囲に関する改正であります。現行法におきましては、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五歳以上でなければ遺族給付を受けることができず、この年齢による資格を問わないことといたします。ただし、遺族年金は五十五歳まで支給を停止することとしております。

その他、更新組合員等の長期給付等に関する規定につきまして、法施行後約四年半の運営の状況にかんがみまして、規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案理由とその概要でございます。
なお、この法律案につきましては、参議院において審議の結果、一部修正の上御可決いただいたのであります。その概要を申し上げますと、次の通りであります。
すなわち、現行法におきましては、旧令共済組合の組合員であつた期間は、昭和二十三年六月三十日までで職員となり以後引き続き職員である者に限つてその期間を資格期間として見ることとなつておりますが、これを本法の施行日の前日まであります昭和三十一年六月三十日までで職員となつた者まで範囲を広げまして、旧令共済組合の組合員であつた期間を資格期間として見ることとする御修正をいただいた次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決ありますようお願いを申し上げます。

○足立委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は次会に譲ります。

○足立委員長 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対しましては、嶋田宗一君より修正案が提出されております。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案
国有林野事業特別会計の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

○足立委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。鴨田宗一君。

○鴨田委員 修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文は、すでにお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案におきまして、この法律の施行期日を昭和三十六年四月一日からと定めてありますが、すでに四月一日を経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めようとするものであります。

○足立委員長 修正案の趣旨説明は終わりました。

御質疑はありませんか。

○足立委員長 御質疑がありませんから、これより本案並びに修正案を一括して討論に入ります。

通告があります。これを許します。藤原豊次郎君。

○藤原(豊)委員 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となっており、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案に対し、反対いたします。

本改正案の改正点は、第一に、官行造林事業の廃止、第二は、国有林野事業勘定における利益処分規定の変更であります。以下、この二点につきまして、反対の理由を申し上げます。

大正九年に、公有林野官行造林法が制定されて以来約四十年、公有林野における造林成績は著しく増大し、その成果につきましては、われわれの周知の通りであります。さらに、昭和三十

一年よりは官行造林事業を水源林の造成にまで拡大し、林政協力の実はいよいよ上がったのであります。しかるに、本年になりまして、この官行造林事業を廃止して、森林開発公社に移管し、分取造林により水源林を主たる対象として造林させることにしたことは、改正案ではなく、むしろ改悪案であります。

この法案によれば、従来国有林が行なってきた官行造林を廃止し、新たに森林開発公社に十億円を出資して造林事業を行なうことになるわけであり、森林開発公社なるものは、造林実行者ではなく、造林費用の負担者となるにすぎないのであります。でありますから、結局、公団は、土地所有者や造林者と契約することによって、国の出資金の上前をはねる一種の中間搾取機関となるのであります。さらに、公有林野が分取造林により造林されることとなると、従来官行造林事業においては公有林優先主義の立場が貫かれてきたのに、この優先順位は全く無視されることとなります。また、公有林野も、奥地の一部水源地帯だけが造林対象地となるだけで、里山近くの部落有林は全く対象からはずされることとなります。これに対して、奥地の大山林所有者の私有林も、水源林という名目でも、森林開発公社によって造林をしても、もたらえるということになるわけで、このような不合理を見逃さずわけには参りません。また、水源林は、その公共性が高いにもかかわらず、収益性はきわめて低いものでありますから、その保育管理をその所有者にまかせておくと、とかく造林成績が悪くなりがちであります。そこで水利保全に万全を

期する上からいっても、従来通り官行による造林育成の方がよいと思われま

す。ところで、官行造林の行なわれた趣旨は、公有林野を造成し、市町村の財政を援助するという目的を掲げていたものであります。現在まだ公有林野の整備が不十分であると思われるのに、これをそのまま放置して、はたしてよいものでありますでしょうか。また、市町村としても、この官行造林によって財政上相当の援助が期待されていたのであります。今後はかかる援助が全く期待できなくなるのではないかと、不安が残ると思っております。さらに、分取歩合につきましても、現在の五分五厘から四分六に引き下げられることが予想されますが、これが市町村の基本財産に与える影響についても全く顧みられていないのが実情であります。市町村財政を豊かにし、貧乏人のいない明るい山村を作ろうとする基本問題答申の精神はどこにいったのでありますでしょうか。

さらに、官行造林事業においては、三十五年度予算では、年間新植に百三十二万人、保育に百二十六万人、計二百五十八万人の延べ人員の労働者が働いていますが、官行造林事業が廃止されるに伴って、このうちの新植関係、延べ百三十二万人の大半が整理されることとなります。従って、この法案は、行政整理という名こそついていないが、経営合理化に名をかりた実質的な首切り法案であり、全く承服できないものであります。

さて、昭和三十三年に実施された分取造林法の推進役を果たしたのは、パルプ及び製紙会社関係であるといわれています。これら大企業は原木高に苦しみ、売手市場の重圧から何とかしてという悲願から、不況下にもかかわらず、造林投資を行なうことをきめて、分取造林法の推進役になったのであります。造林投資は超長期的な継続投資であり、長年月のために事業収支の見通しが立たないという困難もあり、またそらばん上の損得も保証されません。にもかかわらず、パルプ及び製紙会社は、原木の確保をはかり、会社の基盤を長期的に安定させるため、資本効率を無視し、経済の原則を乗り越えてまで分取造林の費用を負担し、造林者となってきたのであります。しかしながら、紙、パルプ業界の不況はさらに一そう深刻の度を加えて参りました。原木確保のための分取造林を行なうべき費用を負担するのむずかしさという状態になって参つたのであります。したがって、本年突如として本改正案が提出されるに、森林開発公社が費用負担者となつて、私有林に対しても、水源林造成の名のもとに、分取造林を行なうことができるようになったのであります。そうして、造林実行者にも経営関係者として経営に参加させ、分取歩合も与えるという都合のいい話が出てきたのであります。紙、パルプの大手各社は、造林者となることによって、費用は森林開発公社に負担してもらい、その上経営参加と称してその原木確保の目的を果たし、さらに分取歩合までもらえるということになるのであります。

官行造林事業を森林開発公社に移管する理由については、何一つ納得すべき説明がなされておられません。以上

述べて背景を考えると、政府並びに自民党がこの改正案について何をもちろんでいるかがはつきりするものであります。国民の財産がこのように一部大企業の利益に供せられることは、断じて許すことができないことでありまして、この法案の撤回を要求する次第であります。

次に、利益処分の規定についてであります。

現在木材価格が暴騰を続けており、木材の需要と供給のアンバランスに關しては真剣に討議されております。そもそも国有林には木材需給の調節をはかるという大きな任務があるのであります。現在の木材価格の値上がりを押えるために、国有林としてはほとんど積極的な政策を行なっていないというのが実情であります。では、なぜ国有林はもとと木材を出さないのだからか。それはこの利益処分の方法に原因があるからであります。一体、国有林野事業特別会計における利益とは何をさしていうのでありますでしょうか。今期の収入と支出との差を利益というのであれば、国有林における利益は、実に簡単な操作によって多くにも少なくにもなるのであります。多くの利益を上げるためには材木をたくさん切り出すせばよく、利益を上げないためには切り惜しみをすればよいわけですから、

ところで、現在の木材価格の値上りは、国有林の切り惜しみにあるといわれています。それは、もし国有林が増伐をして多くの利益が計上されれば、一般会計への繰り入れがそれだけ多くなるので、国有林がそれを極度に

おそれているからであります。そこで、歳入予定額まで伐採すれば、それ

で事足りたとして切り惜しみをするわけでありませぬ。現在のうちに、木材価格が値上がりすればするほど、少しの伐採で歳入予定額に達するので、木材の供給は減少し、価格はますます高くなります。木材価格が高くなればさらに切り惜しみをすることとなり、国有林は、木材需給の調節をはかるどころか、むしろそのアンバランスを助長しているようなありさまであります。しかも、今度の改正によると、国有林野事業特別会計内の利益操作によって、その一般会計への繰入額についても操作し得ることになっているのは、一般会計への繰り入れをかえって困難にするおそれがあると思つてあります。このような矛盾を解決するためにも、この利益処分の規定については抜本的な改正を行なつて、国有林の切り惜しみをなくし、国有林がほんとうに木材需給の調節をはかり得るような制度に改めることが必要だと思つてあります。

以上述べましたごとく、本改正案は、その意図するところに数々の不審な点がありますので、これらを根本的に練り直して、再提出されることを期待して、反対の討論を終わります。

○足立委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて採決に入ります。まず、修正案について採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。次に、ただいま可決いたしました修正案

正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これを原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決されました。なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。次回は来たる十三日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

〔参照〕 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出 第五一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第二十四号中正誤

ページ 行 誤 正

四 六 会計 合計

昭和三十六年四月十五日印刷

昭和三十六年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局